

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書  
【静岡県】平成26年8月」に基づく事後調査計画書  
に関する意見について

平成26年12月

静岡県

# 目 次

I	事後調査計画とその他の調査（モニタリング）に関する意見	
第1	全般的事項	1
第2	個別事項	1
1	水環境	1
2	大気環境	2
3	騒音・振動	3
4	動物	3
5	植物	4
6	温室効果ガス	4
II	付帯意見	5

## I 事後調査計画とその他の調査（モニタリング）に関する意見

静岡県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき平成26年11月4日に事業者である東海旅客鉄道株式会社から提出された事後調査計画書について、事後調査計画に関する意見を述べる。

また、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【静岡県】」に対する知事意見（平成26年3月25日）（以下「準備書知事意見」という。）において、事後調査及びモニタリングを実施し、結果及び分析・評価について県等に報告し、公表することを求めたことに基づき、事業者が自主的な取組として行うモニタリングについて意見を述べる。

### 第1 全般的事項

- 1 調査時期及び頻度は、専門家及び関係機関の意見を踏まえ、環境影響を速やかに把握し必要な対応を行えるよう適切かつ具体的な計画を立て、調査実施前に県及び関係機関に報告し、公表すること。併せて、事後調査及びモニタリングの結果については、速やかに報告し、公表すること。
- 2 追加的な調査、予測及び評価を実施する場合は、県及び関係機関に報告するとともに、専門家の指導及び助言を受け、適切な時期及び方法による事後調査を実施し、その結果を条例に基づき事後調査報告書に記載すること。
- 3 条例に基づく事後調査報告書の提出時期について、工事着手前の調査結果は工事着手前までに提出すること。工事中の調査結果は工事工程に応じ提出すること。工事完了後の調査結果は調査後速やかに提出すること。なお、各段階における事後調査報告書の提出回数については事前に県と協議すること。

### 第2 個別事項

#### 1 水環境

##### 【事後調査に関する意見】

- (1) 県及び関係機関への調査結果の報告、協議を継続し、河川流量の減少の兆候があった場合には、直ちに報告し、公表すること。
- (2) 通常時に流水がみられる大井川支溪流を含め、河川流量の減少が生じた場合は、原因究明を行い、その結果を県及び関係機関に報告すること。河川流量の減少が本事業に起因する可能性がある場合は、適切な環境保全措

置を講ずるため、専門家及び関係機関の意見を踏まえ、下流部への影響について調査すること。

- (3) 工事完了後の地下水の水位、河川の流量調査について、工事着手前、工事中と同様の頻度で、恒常的な状態になるまでの期間において実施することを基本とし、観測を終了する場合は、専門家の指導及び助言を受け、県及び関係機関と協議すること。

#### 【モニタリングに関する意見】

- (1) モニタリング地点については、参 10 ページで「トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性がある」と想定した沢を対象にその流域の下流地点とする」としているが、影響が生じる範囲には不確実性があることから、現在計画している地点よりも上流部について、調査地点を追加すること。
- (2) 工事による河川の流量への影響を把握するため、大井川流域の複数箇所において継続して雨量を観測すること。
- (3) 鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））及び工事用道路（トンネル）内の湧水量を観測・解析し、県、河川管理者及び関係機関に報告し、公表すること。
- (4) トンネルの工事、工事施工ヤード（発生土置き場、宿舎等）及び工事用道路の設置に伴い発生する工事排水は、公共用水域への放流前に浮遊物質（SS）、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、水温、水量を継続的に測定すること。
- (5) 発生土を発生土置き場に処理したときは、発生土置き場からの流出水について、浮遊物質（SS）、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）のみでなく、重金属類についても公共用水域への放流前に継続的に測定すること。
- (6) 工事排水を河川に放流する地点の上流部及び下流部において、継続的に河川の水質を調査すること。

## 2 大気環境

#### 【モニタリングに関する意見】

- (1) 調査時期及び頻度については、工事最盛期に1回実施（四季調査）としているが、当該調査では予測値との比較をするのみで、環境基準を超過する等の環境負荷が増加した場合の原因を究明し、適切な対策を検討することは困難である。そのため、環境負荷が最大となる工事最盛期に適切な対策が講じられるよう、工事開始時から定期的な調査を実施すること。
- (2) 必要に応じて予測及び評価等が行えるよう、工事施工ヤード周辺の気象状況を把握するための気象観測を実施すること。
- (3) 工事用車両（資材及び機械の運搬に用いる車両）の運行ルートとして想

定される県道、市道、林道についても、沿線の生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう、道路管理者等と協議し、必要な調査を実施すること。

### 3 騒音・振動

#### 【モニタリングに関する意見】

- (1) 調査時期及び頻度については、工事最盛期に1回実施としているが、当該調査では予測値との比較をするのみで、環境基準を超過する等の環境負荷が増加した場合の原因を究明し、適切な対策を検討することは困難である。そのため、環境負荷が最大となる工事最盛期に適切な対策が講じられるよう、工事開始時から定期的な調査を実施すること。
- (2) 工事用車両の運行ルートとして想定される県道、市道、林道についても、沿線の生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう、道路管理者等と協議し、必要な調査を実施すること。
- (3) 工事期間中に、現在計画している調査地点以外で環境影響を及ぼすおそれのある地点が想定される場合は、調査地点を追加すること。

### 4 動物

#### 【モニタリングに関する意見】

- (1) 動物については、確認調査の結果、確認されなかった種についても生息の可能性のある種については、専門家の指導及び助言を受け、生息状況について追加の調査を行うこと。
- (2) 河川の水質、河川流量の減少とヤマトイワナ等の水生生物やカワネズミ等の河川の周辺に生息する生物への影響は密接な関わりを持つと考えられる。このため、参 17 ページ図参 1-3 及び参 21 ページ図参 1-5 で示す調査地点以外に希少種の生息が確認されている地点においても、河川の水質や流量の変化に伴う影響調査を行うこと。併せて、河床・溪床の変化について定期的に調査すること。
- (3) 西俣工事施工ヤード付近には、ヤマトイワナやアカイシサンショウウオが生息している可能性が高く、河川流量及び伏流水の変化による影響が懸念されるため生息状況について調査を行うこと。
- (4) 昆虫類について、クモマツマキチョウ、ミヤマシロチョウ及びオオイチモンジについては、成虫のみならず、卵、幼虫についても生息状況の確認を行うこと。併せて、この種の食草、食樹（ミヤマハタザオ、ヒロハヘビノボラズ、ドロノキ）の生育状況調査を行うこと。

## 5 植物

### 【事後調査に関する意見】

- (1) 植物については、種による生活史や生育特性を考慮した調査時期、専門家の指導及び助言等により工事完了後も継続的な調査が必要になった場合は、県及び関係機関に報告し、公表すること。

### 【モニタリングに関する意見】

- (1) 植物については、確認調査の結果、確認されなかった種についても生育の可能性のある種については、専門家の指導及び助言を受け、生育状況について追加の調査を行うこと。

## 6 温室効果ガス

### 【モニタリングに関する意見】

- (1) 温室効果ガスの排出低減に向けて主体的な役割を果たすため、工事及び供用による温室効果ガスの排出量を調査するとともに報告し、公表すること。

## II 付帯意見

以上、条例等に基づき、事後調査計画及びモニタリングに関する諸事項について意見を述べたが、本事業については、静岡市長を始め大井川流域の関係市町長、そして何よりも多くの静岡県民から、事業の実施が環境へ及ぼす影響について、懸念の声が上がっている。

事業実施箇所を含む、南アルプス地域は、平成 26 年 6 月 11 日、ユネスコのエコパークに登録された。この世界標準の貴重な自然環境を保全することは、私の責務である。

こうしたことから、事後調査等に示した項目以外の懸念される事項についても、次のとおり意見を述べ、その実施を強く求めるものである。

### (全般的事項)

- 1 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書に対する国土交通大臣意見（平成 26 年 7 月 18 日）において、地方公共団体との連携による事業の円滑な実施が求められている。このことから、準備書知事意見を踏まえた確実な対応を行うべきであり、同知事意見の「I 全般的事項」で述べた「1(1) 自然環境の保全及びエコパーク登録との整合」、「1(2) 建設発生土処理における環境保全措置」、「2(1) 大井川における河川流量の確保」「2(2) 生態系に対する水環境の保全」、「3(1) 地元住民との協議・連携」、「3(2) 工事関係者への教育の徹底」、「4(2) 調査結果の報告及び公表」及び「II 個別事項」を適切に行うこと。

また、事後調査又はモニタリングを適切に実施した後、専門家及び関係機関の意見を踏まえ、本事業による環境影響を分析・評価した上で、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。

- 2 準備書知事意見「I 全般的事項」の「5 環境監視体制の確立と事業者の参画」に基づき設置した静岡県中央新幹線環境保全連絡会議（平成 26 年 4 月 22 日設置）への参画を通じ、同会議の助言等を踏まえ、事後調査、モニタリング及び環境保全措置等を確実に実施するとともに報告し、公表すること。
- 3 予測の結果、影響が小さいと評価した項目についても、工事中及び供用後において、予測・評価と異なる事象が生じた場合は、速やかに調査するとともに報告し、公表すること。
- 4 参 1 ページにおいて「事業開始後に本事業に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、必要に応じて項目や地点数を追加する等の検討を行っていく。」としているが、調査方法等の選定に当たっては、事前に関係行政機関と協議し、専門家の指導及び助言を受けること。

- 5 対象事業実施区域は、一般の人が容易にアクセスできる場所ではないため、モニタリング等の結果は、ホームページ等で定期的に図面及び完成予想図を作成するなど分りやすく報告し、公表すること。

## (個別事項)

- 1 河川流量の減少に対する環境保全措置は、事前に複数の対策案を検討し、万全を期すること。
- 2 現時点で計画が明らかになっていない工事施工ヤード、資材搬入ルート（工事用車両の運行ルート）等については、計画が決まった段階でこれまで実施した環境影響評価の内容と照査し、必要な項目を選定した上で適切な調査を実施すること。併せて、写真等により工事施工ヤードの状況を継続的に記録し、公表すること。
  - (1) 本事業において、発生土の処理による影響は極めて大きなものであり、当該地域の生態系、景観、水資源等への影響のほか、土砂流出等による周辺環境への影響が懸念される。そのため、発生土置き場ごとの計画に基づく調査を実施し、関係機関に説明すること。
  - (2) 発生土置き場の崩壊に伴う土砂災害等による生態系、景観、水資源等への影響を回避するため、発生土置き場自体の安定性、安全性についても調査を実施するとともに管理計画へ記載すること。
  - (3) 発生土置き場の緑化及び工事完了後の工事施工ヤードの原状復旧を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、緑化に使用する種や緑化方法、管理方法等を定め、速やかに周辺と一体となった自然環境に復元するよう適切な環境保全措置を講じること。

なお、緑化に当たっては、生物の多様性を回復するような植栽を実施すること。
  - (4) 資材搬入ルート（工事用車両の運行ルート）について、道路管理者等と早期に協議し、地域交通に配慮した運行計画を策定すること。
  - (5) 本事業における事業活動が行われる場所は、河川景観を含む南アルプスユネスコエコパークとして人と自然のふれあいの場であることを十分に認識し、主要な眺望景観のみならずより多くの地点での調査を実施すること。
- 3 林道東俣線については、工事用車両の通行に必要な補修等を行う計画であるが、本事業や林道東俣線の補修等及び工事用車両の通行による林道周辺の自然環境への影響が懸念されることから、適切な措置を講ずるため、関係機関との事前協議及び専門家等の助言を受けて調査内容を決定した上で調査を実施すること。